

事務総局会議（第7回）議事録

日時	令和4年3月8日（火）午前10時00分～午前11時00分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 日本司法支援センター理事長の任命について 小野寺総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 民事訴訟法第132条の10第1項の最高裁判所の定める裁判所について 門田民事局長説明（資料第2）</p> <p>3 少年関係機関との連絡協議会について 手嶋家庭局長説明（資料第3）</p> <p>4 家事関係機関との連絡協議会について 手嶋家庭局長説明（資料第4）</p> <p>5 首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について 手嶋家庭局長説明（資料第5）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1、2</p> <p>◎ 了承 3、4、5</p>

秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議資料第1
(3月8日開催)

(令和4. 3. 8 総務局第一課)

日本司法支援センター理事長の任命について

配 布 資 料 目 錄

法務大臣からの日本司法支援センター理事長の任命に係る求意見書（令和4年2月28日付け法務省司司第120号）

機密性 2 完全性 2 可用性 2

法務省司司第 120 号

令和 4 年 2 月 28 日

最高裁判所長官 大 谷 直 人 殿

法務大臣 古川禎久

(公印省略)

日本司法支援センター理事長の任命について

日本司法支援センター理事長板東久美子につきましては、令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。その後任者として下記の者を任命したいので、総合法律支援法第 24 条第 3 項の規定に基づき最高裁判所の意見を求めます。

記

丸 島 俊 介

事務総局会議資料第2
(3月8日開催)

(令和4. 3. 8民二印)

議決事項案（民事訴訟法第132条の10第1項の最高裁判所の定める裁判所について）

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所は、次に掲げるものとする。

裁判所 効力を生ずる日

- 1 甲府地方裁判所 令和4年4月21日
- 2 大津地方裁判所 令和4年4月21日

事務總局會議資料第3
(3月8日開催)

(令和4. 3. 8家一印)

少年関係機関との連絡協議会について

- | | | |
|---|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 主催 | 各家庭裁判所 |
| 2 | 期日 | 令和4年4月から令和5年3月までの間で各家庭裁判所が定める日 |
| 3 | 場所 | 各家庭裁判所又は各家庭裁判所の定める場所 |
| 4 | 協議事項 | 少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項 |
| 5 | 協議員 | (1) 各家庭裁判所の少年事件を担当している裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等
各家庭裁判所の定める人数
(2) 少年関係機関（少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所、児童自立支援施設等の少年保護関係機関、学校、教育委員会等の教育関係機関、警察関係機関、検察庁その他協議事項に関連する関係機関又は団体）の職員
各家庭裁判所の定める人数 |

事務総局会議資料第4
(3月8日開催)

(令和4. 3. 8家二印)

家事関係機関との連絡協議会について

- | | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 主催 | 各家庭裁判所 |
| 2 期日 | 令和4年4月から令和5年3月までの間で各家庭裁判所の定める日 |
| 3 場所 | 各家庭裁判所又は各家庭裁判所の定める場所 |
| 4 協議事項 | 家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項 |
| 5 協議員 | (1) 各家庭裁判所の家事事件を担当している裁判官、裁判所書記官、
家庭裁判所調査官等
各家庭裁判所の定める人数 |
| | (2) 各家庭裁判所管内に所在する関係自治体、福祉関係機関、医療
関係機関、弁護士会その他協議事項に関連する関係機関又は団体
の職員
各家庭裁判所の定める人数 |

事務総局会議資料第5
(3月8日開催)

(令和4.3.8家三印)

首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について

- | | |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 1 主催 | 最高裁判所 |
| 2 期日 | 令和4年5月20日(金) |
| 3 開催方法 | ウェブ会議を用いて、最高裁判所と各高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所を接続する方法により開催する。 |
| 4 協議事項 | 高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項 |
| 5 出席者 | 各高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官 |
| 6 参列員 | 家庭裁判所判事 |

8人

4人

合計 12人

事務総局会議（第8回）議事録

日時	令和4年3月15日（火）午前10時00分～午前10時20分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	日本司法支援センターの中期目標を達成するための計画（中期計画）の認可について 小野寺総務局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
記	秘書課長 大須賀 寛

事務総局会議資料
(3月15日開催)

(令和4. 3. 15 総務局第一課)

日本司法支援センターの中期目標を達成するための計画（中期計画）の認可について

配 布 資 料 目 錄

法務大臣からの日本司法支援センターの中期目標を達成するための計画（中期計画）
の認可に係る求意見書（令和4年3月4日付け法務省司司第145号）

【事務総局会議 配布資料】

法務省司司第145号

令和4年3月4日

最高裁判所長官 大谷直人 殿

法務大臣 古川禎久
(公印省略)

日本司法支援センターの中期目標を達成するための計画（中期計画）の認可について（求意見）

標記について、日本司法支援センターから総合法律支援法（平成16年法律第74号）第41条第1項の規定に基づき認可の申請があったところ、これを別添のとおり認可したいので、同条第3項の規定に基づき最高裁判所の意見を求めます。

日本司法支援センター中期計画

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民等が、法的問題を解決するための制度をより容易に利用でき、弁護士・司法書士等の法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするという「総合法律支援」に関する事業の実施態勢を充実・強化するために設立された。

そのため、支援センターは、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すとともに、社会のセーフティネットとして、国民等のニーズに十分に応えていくことが期待されている。

この期待に応えるべく、これまで、支援センターは、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務等の多様な分野にわたる業務に取り組み、各中期目標期間において、次のような対応や取組も開始した。

- 第1期中期目標期間（平成18年度から平成21年度まで）
裁判員裁判制度及び被疑者国選弁護の対象事件拡大への対応
- 第2期中期目標期間（平成22年度から平成25年度まで）
いわゆる法テラス震災特例法（東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律）に基づく東日本大震災法律援助事業等の被災者支援業務への対応
被害者参加旅費等支給業務への対応
- 第3期中期目標期間（平成26年度から平成29年度まで）
地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図り、自ら法的支援を求めることが難しい高齢者・障がい者等の抱える法的問題を含めた総合的な問題解決を図るための新たな取組（以下「司法ソーシャルワーク」という。）
- 第4期中期目標期間（平成30年度から令和3年度まで）
大規模災害の被災者、認知機能が十分でない高齢者・障がい者等（特定援助対象者）及び特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待をいう。）の被害者に対する法的援助業務並びに被疑者国選弁護の対象事件再拡大への対応
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した電話等による法律相談援助の実施
在留外国人に対する法的支援体制の整備

このように、支援センターは、社会の大きな変化や国民等の直面する問題の多様化とともに、求められる役割がますます大きくなっている。特に、高齢者・障がい者、ひとり親、在留外国人など、司法に手が届きにくい人のニーズに応える必要があるほか、若年層を中心とした法的支援の必要性に気付いていない人へのアプローチも必要である。また、裁判関連手続のデジタル化への取組が進められていることを踏まえ、デジタル技術の活用による社会のデジタル化の動きに対応して必要な法的支援を提供するとともに、自然災害等の発生時においても、法的支援を継続的に提供し得る業務体制を構築する必要がある。

そこで、支援センターは、上記のような司法アクセスへのニーズの増大・多様化を踏まえ、より適切な業務運営を通じて、国民等のニーズに十分に応えることができるよう、総合法律支援法第41条の規定により、第5期中期計画（令和4年度から令和7年度まで）を以下のとおり定める。

I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の基本的姿勢

- (1) 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者・障がい者等に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。
- (2) 支援センター設立から15年以上にわたり実施してきた法的支援の取組を振り返るとともに、利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。
- (3) 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

2 組織の基盤整備等

(1) 支援センターの職員

- ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上

(ア) 職員の配置については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

- (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、支援センターの多様な取組に適切に対応するため、集合研修及びオンライン研修等の、それぞれの長所をいかしつつ、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。
- (ウ) 職員一人一人がその能力を最大限発揮し、質の高いサービスを提供できるよう、働きやすい職場の実現に努めるべく、近時の働き方改革の動向を見ながら必要な人事上の取組を検討・実施する。

イ 常勤弁護士の採用及び配置

- (ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にするほか、採用数確保に向けた具体的方策を検討・実施する。
- (イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、日本弁護士連合会と継続的な協議を開くなどして連携しつつ、地元弁護士会との協議や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどし、常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を促進する。
- (ウ) また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、配置人數の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。
- (エ) 上記の取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとして、出張相談や特定援助対象者法律相談援助等の一般の弁護士が受任し

難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担う必要があること、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など支援センターが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されていることなどに留意する。

ウ 常勤弁護士の資質の向上

民事事件、刑事事件、その他司法ソーシャルワークを含む司法アクセス障害の解消という役割を果たすのに資する研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。研修等の実施に当たっては、その目的に応じて集合研修及びオンライン研修を使い分けるなど円滑な実施方法を検討する。

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

多様な司法アクセスニーズに応える必要があることを踏まえ、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求めるこにより、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

(3) 事務所の存置等

事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不斷に検討し、必要な見直しを進める。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、支援センターが全国で賃貸する事務所等におけるバリアフリー化を一層推進するほか、高齢者・障がい者等に配慮した職員の対応や情報提供等の環境整備を進める等、合理的配慮を的確に行うための取組を推進する。なお、出張所、扶助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。

ア 出張所

地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、自然災害等の発生に伴う緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられるよう、業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方の見直しを進める。

また、法テラス震災特例法が令和3年3月31日を限りに効力を失った後も設置を継続することとした東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、被災地における需要や出張所の業務量、維持コスト等を踏まえつつ、必要な見直しを進める。

イ 扶助・国選対応地域事務所

当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。

ウ 司法過疎地域事務所

司法過疎地域事務所については、その制度趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、登録弁護士数、一般契約弁護士数、実働弁護士一人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、日本弁護士連合会又は地元弁護士会等と協議を行うなどして事務所の設置、存続及び統廃合を検討する。

なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。

3 司法アクセス拡充のための体制整備

本部及び各地方事務所において、地域の実情に応じ、司法アクセスに関する地域のニーズ、利用し得る支援センター内外の資源を的確に把握した上で、関係機関連絡協議会や地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の手段による関係機関との連携強化に加え、指定相談場所の指定、巡回・出張相談の活用、司法ソーシャルワークの実施などを推進し、司法アクセス拡充のための体制整備を行う。

なお、その際には電話・オンラインも活用し、効率的な司法アクセス拡充を推進する。

II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置

1 情報提供業務

(1) 適切な情報提供の実施

ア 民事裁判手続等のIT化等を含む社会のデジタル化・オンライン化の流

- れや利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。
- イ 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。
- ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携や、各地域に根差した柔軟な対応が可能であるという特性をいかし、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施する。

（2）法教育事業及びその関連事業

法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担や社会のデジタル化・オンライン化の流れを踏まえつつ、具体的な内容及び目標を定めた計画を策定した上で、同計画に基づいて、一般市民向け法教育事業及びその関連事業を実施する。

2 民事法律扶助業務

（1）高齢者・障がい者等に対する支援の充実

福祉機関等との連携について多角的に検討し、一般法律相談援助による出張相談や特定援助対象者法律相談援助を適切に実施するとともに、司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、高齢者・障がい者等に対する適切な援助を行う。

（2）利用者の利便性の向上

民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、地域の実情に鑑み、指定相談場所相談の増加に向けた取組や専門相談の充実を図るほか、デジタル技術を活用した相談体制への取組など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。

（3）利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等について、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

3 国選弁護等関連業務

- (1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任が行われる態勢の確保を図るため、被疑者国選弁護事件数の推移を見据え、指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。
- (2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。
- (3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。

4 司法過疎対策業務

司法過疎地域事務所については、地域の法的ニーズに的確に応えるため、必要な事務所を設置・維持し、適正な数の常勤弁護士を配置する。

また、現時点での司法過疎地域事務所を設置していない地域においては、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携、対象者の心身の状況及びその置かれた社会的状況等に応じた出張相談・巡回相談の実施、デジタル技術を活用した情報提供や法律相談の可能性の検討を進めるなど、効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討し、その実施を図る。

5 犯罪被害者支援業務

- (1) 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善や職員の能力向上を図る。
- (2) 犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介及びDV等被害者法律相談援助を適切に実施するとともに、これらの支援体制を整備するため、弁護士会と連携して登録・契約弁護士数の確保に向けた協議会等の実施や関係機関との連携強化を図り、女性弁護士への相談希望等相談内容やニーズに応じたサービス提供に努める。
- (3) 国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われるための態勢の整備に努めるとともに、公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給について

ては、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。

6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実

これまでサービスの充実を図ってきた高齢者・障がい者、生活困窮者等に加えて、被災者や在留外国人等の司法サービスへのアクセスが困難な、より多様な方々に対しても更に充実したサービスが提供できるよう体制を整備し、これらの人々のニーズに即しながらサービスの充実を図っていく。

III 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

1 一般管理費及び事業費の効率化

- (1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。
- (2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、毎年度、一般管理費（人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。

2 事業の効率化

(1) 組織運営の効率化

総合法律支援を取り巻く状況や社会情勢の変化等に応じて効率的に組織を運営するため、組織運営における本部・地方事務所間での役割分担や情報共有の実施方法等を柔軟に見直す。

(2) 業務の効率化

デジタル技術の活用等により、本部・地方事務所間での業務分担の見直しや各業務における事務処理手順の見直し等を進め、業務の効率化を図る。なお、情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務については、以下の点に留意する。

ア 情報提供業務

コールセンターにおける情報提供について、応答率 90 パーセント以上かつ占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）おおむね 80 パーセントを維持しつつ、利用者のニーズに応じたサービスを提供するための効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。

イ 民事法律扶助業務

審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。

ウ 国選弁護等関連業務

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、算定業務の本部集約を進める中、本部と地方事務所の役割を明確にし、地方事務所で処理することが合理的な事務は地方事務所で処理するなど適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。

IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 自己収入の獲得

(1) 寄附金収入

寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。

(2) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。

(3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。

2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

(1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、初期段階での償還率向上を図るため事務フローの見直しを行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じて 90 パーセント以上を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、

前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不斷に必要な見直しを行う。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等の影響により償還困難になった被援助者に対しては、償還猶予の弾力的運用を行う。

- (2) 儚還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断する。
- (3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績等報告書で明らかにする。

3 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり。

V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は35億円とする。

この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

VIII 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、広報活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備並びに人事に関する計画

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

2 デジタル化への対応

政府の「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて、効率的な業務運営に資するデジタル化を進めるほか、デジタル技術を利活用できる人材の育成を行う。

3 業務継続体制の整備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、従来想定されていなかった自然災害等の発生により長期間業務継続が困難となる場合に備えて、防災・業務継続計画の見直しを検討するとともに、本部・地方事務所間又は地方事務所間における応援体制の構築や勤務拠点以外の場所において業務を行う環境の整備等を進め、緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられる体制を整える。

4 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

5 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度において、総合法律支援法第45条による整理を行ってなお積立金の残余があるときは、法務大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事情により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。

6 その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 内部統制の確実な実施

ア ガバナンスの強化

(ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービ

スを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。

また、支援センター設立から 15 年以上が経過したことを踏まえ、これまでの法的支援の意義・効果について総括的分析・評価を行い、必要に応じた業務改善の検討を積極的に進める。

- (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。
- (ウ) 支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。

イ 監査の充実及びコンプライアンス強化

- (ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。
- (イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。

(2) 業務内容の周知を図る取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容等を認知できるよう、本部において策定した広報活動方針及びこれを踏まえて各地方事務所において策定した広報計画に基づき、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用した効率的で効果的な広報活動を行う。

なお、広報活動に要した費用及びその効果や、全体又は性別・年代別等の認知度の調査結果について事後に分析・検証し、その結果を広報活動方針等に反映させる。

(3) 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務、国選弁護・国選付添関連業務、被害者国選弁護関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や扱い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

中期計画予算

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
収入						
運営費交付金	4,847	35,712	1,626	4,049	16,128	62,362
受託収入	—	—	—	—	—	0
補助金等収入	—	—	—	—	184	184
事業収入	—	46,628	1	888	—	47,517
事業外収入	—	—	—	—	220	220
計	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
支出						
事業経費	895	72,004	65	68	4,018	77,051
一般管理費	—	—	—	—	7,795	7,795
人件費	3,952	10,336	1,562	4,869	4,718	25,437
計	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

【運営費交付金算定ルール】

令和4年度から同7年度は積上げ方式とする。

$$\text{運営費交付金} = \text{人件費} + \{(\text{その他一般管理費} + \beta) \times \alpha_1 + \text{事業経費} \times \alpha_2\} \times \text{消費者物価指数} - \text{自己収入}$$

$$\text{人件費} = \text{役職員給与(非常勤職員を含む。)} \times \gamma + \text{退職手当} + \text{職員厚生経費}$$

$$\text{その他一般管理費} = \text{施設経費} + \text{執務体制整備等経費} + \text{制度周知徹底経費}$$

$$\text{事業経費} = \text{情報提供事業経費} \times \sigma_1 + \text{民事法律扶助事業経費} \times \sigma_2 + \text{司法過疎対策事業経費} \times \sigma_3 + \text{特殊要因}$$

$$\text{自己収入} = \text{各事業年度の自己収入の見積額} \times \theta$$

【注記】

1 その他一般管理費には、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費は含まれない。

2 事件数等の将来において変動し得る要素については反映していない。

3 令和4年度以降の一般管理費及び事業経費についての効率化係数、並びに運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の係数値を決定。

α_1 :一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を、毎年度、事務所借上料については前年度比1パーセント程度(推定)、それ以外については前年度比3パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、当該事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α_2 :事業費(立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。)を、毎年度、前年度比1パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β :政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。

γ :人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\sigma_1, \sigma_2, \sigma_3$:政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護人確保事業経費及び被害者参加旅費等支給事業経費を除く。)の増割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

消費者物価指数:各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

特殊要因:特殊要因に基づいて増加する経費。

θ :自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な必要経費を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

・効率化係数(α_1):中期目標期間中は、0.97(事務所借上料については0.99)と仮定した。

・効率化係数(α_2):中期目標期間中は、0.99と仮定した。

・消費者物価指数:中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・人件費調整係数(γ):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・政策係数(σ_1):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・政策係数(σ_2):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・政策係数(σ_3):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・自己収入係数(θ):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

中期計画予算

※国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
収入					
運営費交付金	—	—	—	—	—
受託収入	55,646	619	4,274	6,628	67,167
補助金等収入	—	—	—	—	—
事業収入	—	—	—	—	—
事業外収入	—	—	—	—	—
計	55,646	619	4,274	6,628	67,167
支出					
事業経費	50,805	570	71	1,373	52,819
一般管理費	—	—	—	3,094	3,094
人件費	4,842	49	4,203	2,161	11,254
計	55,646	619	4,274	6,628	67,167

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

收支計画

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
費用の部	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
経常費用	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
事業経費	895	72,004	65	68	4,018	77,051
一般管理費	—	—	—	—	7,795	7,795
人件費	3,952	10,336	1,562	4,869	4,718	25,437
減価償却費	—	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—
収益の部	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
運営費交付金	4,847	35,712	1,626	4,049	16,128	62,362
受託収入	—	—	—	—	—	0
補助金等収入	—	—	—	—	184	184
事業収入	—	46,628	1	888	—	47,517
事業外収入	—	—	—	—	220	220
純利益	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画

※国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
費用の部	55,646	619	4,274	6,628	67,167
経常費用	55,646	619	4,274	6,628	67,167
事業経費	50,805	570	71	1,373	52,819
一般管理費	—	—	—	3,094	3,094
人件費	4,842	49	4,203	2,161	11,254
減価償却費	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—
収益の部	55,646	619	4,274	6,628	67,167
運営費交付金	—	—	—	—	—
受託収入	55,646	619	4,274	6,628	67,167
補助金等収入	—	—	—	—	—
事業収入	—	—	—	—	—
事業外収入	—	—	—	—	—
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
資金支出	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
経常費用	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
業務活動による支出	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0
資金収入	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
業務活動による収入	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
運営費交付金による収入	4,847	35,712	1,626	4,049	16,128	62,362
受託収入	—	—	—	—	—	0
その他の収入	—	46,628	1	888	404	47,921
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

※国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
資金支出	55,646	619	4,274	6,628	67,167
経常費用	55,646	619	4,274	6,628	67,167
業務活動による支出	55,646	619	4,274	6,628	67,167
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	55,646	619	4,274	6,628	67,167
業務活動による収入	55,646	619	4,274	6,628	67,167
運営費交付金による収入	—	—	—	—	—
受託収入	55,646	619	4,274	6,628	67,167
その他の収入	—	—	—	—	—
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0

事務総局会議（第9回）議事録

日時	令和4年3月22日（火）午後2時00分～午後2時15分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 令和4年における裁判官の視察について 大須賀秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 令和4年度高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 令和4年春の藍綬褒章受章者の内定について 徳岡人事局長説明（資料第3）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1、2、3

秘書課長 大須賀 寛之

(令和4. 3. 22秘書印)

令和4年における最高裁判所判事の国内視察について
(憲法週間に伴う最高裁判所判事視察)

裁判官の視察対象庁一覧(案)

管 内	視 察 対 象 庁	裁 判 官
東京 (第二小法廷)	さいたま	岡 村 裁 判 官
	水戸	三 浦 裁 判 官
東京 (第三小法廷)	静岡	戸 倉 裁 判 官
大阪 (第三小法廷)	大阪	宇 賀 裁 判 官
	奈良	渡 邊 裁 判 官
	和歌山	林 裁 判 官
名古屋 (第一小法廷)	福井	堺 裁 判 官
	富山	深 山 裁 判 官
広島 (第一小法廷)	岡山	安 浪 裁 判 官
	松江	山 口 裁 判 官
福岡 (第二小法廷)	福岡	草 野 裁 判 官
仙台 (第三小法廷)	仙台	長 嶺 裁 判 官
	青森	林 裁 判 官
札幌 (第二小法廷)	札幌	菅 野 裁 判 官
高松 (第一小法廷)	高松	岡 裁 判 官

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催

について（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和4年6月1日（水）及び2日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

日 (曜日) 時間	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:15	13:15 ~ 17:15
1日 (水)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食 休憩	協議
2日 (木)	事務的協議 (事務連絡)		

事務総局会議資料第3
(3月22日開催)

令和4年春の藍綬褒章受章者名簿（内定）

所属庁	功労業務	氏名
（黒塗り）	（黒塗り）	（黒塗り）

所属庁	功労業務	氏名
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

計 [REDACTED] 名

事務総局会議（第10回）議事録

日時	令和4年3月29日（火）午前10時00分～午前10時40分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 令和4年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則について 門田民事局長説明（資料第3）</p> <p>4 家事事件手続規則及び民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則について 手嶋家庭局長及び門田民事局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2、3、4</p> <p>◎ 了承 1</p>

秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議資料第1
(3月29日開催)

令和4年度外国出張計画

- | | |
|-----------------------------------------------|--------|
| 1 判事補海外留学研究（1年） | 合計23人 |
| 米国×13、英国×2、ドイツ×2、フランス×1、豪州×2、カナダ×2、
ベルギー×1 | 裁判官23人 |
| 2 行政官長期在外研究（2年） | 合計7人 |
| 米国×3、英国×2、フランス×1 | 裁判官6人 |
| 米国 | 一般職1人 |
| 3 一般職長期在外研究（1年） | 合計5人 |
| 米国×2、英国×1、豪州×1、フランス×1 | 一般職5人 |

事務総局会議資料第2
(3月29日開催)

(令和4. 3. 29 総一印)

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱
要綱」の一部改正について

(配布資料目録)

- 1 「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正(案)
- 2 新旧対照条文

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正について

- 1 記中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」）を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」）に改める。
- 2 記第 1 及び記第 2 を次のように改める。

第 1 定義

- 1 この取扱要綱において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。2 の(2)において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この取扱要綱において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別に定めるものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であ

って、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この取扱要綱において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この取扱要綱において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この取扱要綱において「仮名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 1 の(1)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 1 の(2)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この取扱要綱において「匿名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をあって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 1 の(1)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない

方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

- (2) 1の(2)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

7 この取扱要綱において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この取扱要綱において「保有個人情報」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているものをいう。ただし、司法行政文書（平成27年7月1日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」記第1に定める司法行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

9 この取扱要綱において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
(2) (1)に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

第2 裁判所における個人情報の取扱い

1 個人情報の保有の制限等

- (1) 司法行政事務に関し、個人情報を保有するに当たっては、司法行政事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定するものとする。
(2) (1)により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に

必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないものとする。

(3) 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

2 利用目的の明示

本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、個人情報保護法第62条第1号から第4号までに規定する場合に相当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

3 不適正な利用の禁止

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないものとする。

4 適正な取得

偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

5 正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

6 安全管理措置

(1) 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(2) 裁判所から個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合について、裁判所は、当該委託を受けた者に対し、(1)に定める措置を求めるものとする。

7 職員の義務

個人情報の取扱いに従事する職員又は従事していた職員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

8 利用及び提供の制限

- (1) 裁判所は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しないものとする。
- (2) (1)にかかわらず、裁判所は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 裁判所が裁判事務又は司法行政事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - ウ 国の機関、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（個人情報保護法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- (3) 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための裁判所の内部における利用を特定の部署に限るものとする。

9 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置の求め

利用目的のために又は8の(2)のウ若しくはエにより、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けた者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

10 外国にある第三者への提供の制限

- (1) 外国（個人情報保護法第71条第1項に規定する外国をいう。以下(1)及び(3)において同じ。）にある第三者（同項に規定する第三者をいう。以下(1)において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び8の(2)のエに掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。
- (2) (1)により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護法第71条第2項に規定する情報に相当する情報を当該本人に提供するものとする。
- (3) 保有個人情報を外国にある第三者（個人情報保護法第71条第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び8の(2)のエに掲げる場合を除くほか、同条第3項に規定する必要な措置に相当する措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に相当する措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

11 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置の求め

第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏え

いの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

1.2 仮名加工情報の取扱いに係る義務

- (1) 裁判所は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供しないものとする。
- (2) 裁判所は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（個人情報保護法第73条第3項に規定するものをいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合しないものとする。
- (4) 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（個人情報保護法第73条第4項に規定するものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないものとする。
- (5) 裁判所から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について、裁判所は、当該委託を受けた者に対し、(1)から(4)までの定めによる措置等を求めるものとする。

1.3 匿名加工情報の取扱いに係る義務

- (1) 匿名加工情報を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、適

宜の方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

- (2) 匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。
- (3) 匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法第121条第3項に規定する基準に相当する基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 裁判所から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について、裁判所は、当該委託を受けた者に対し、(2)及び(3)の定めによる措置等を求めるものとする。

3 記第4の1中「法定代理人から」を「代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下同じ。）から」に、「法定代理人に」を「代理人に」に改め、同(2)及び記第4の2の(2)中「行政機関個人情報保護法第14条」を「個人情報保護法第78条」に改め、同5の(2)中「法定代理人」を「代理人」に改め、同6の(1)中「行政機関個人情報保護法第4条第2号」を「個人情報保護法第62条第2号」に改める。

- 4 記第5の1の(1)及び同2の(2)中「法定代理人」を「代理人」に改める。
- 5 記第6の1の(1)中「法定代理人」を「代理人」に改め、同ア中「当該保有個人情報が適法に取得されたものでないとき、」を削り、「保有されているとき」の次に「、同3に違反して取り扱われているとき、同4に違反して取得されたものであるとき」を加え、「同6の(1)」を「同8の(1)」に改め、同イ中「第2の6の

(1)及び(2)」を「第2の8の(1)及び(2)又は同10の(1)」に改め、記第6の2の(2)中「法定代理人」を「代理人」に改める。

6 記第9の2の表以外の部分中「第2の6の(2)のイ」を「第2の8の(2)のイ」に改め、同2の表を次のように改める。

読み替えられる定め	読み替えられる字句	読み替える字句
第2の8の(1)	法令に基づく場合を除 き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供 しない	自ら利用しない
第2の8の(2)	自ら利用し、又は提供 する	自ら利用する
第2の8の(2)のア	本人の同意があるとき 、又は本人に提供する とき	人の生命、身体又は財 産の保護のために必要 がある場合であって、 本人の同意があり、又 は本人の同意を得るこ とが困難であるとき
第6の1の(1)のア	又は同8の(1)及び(2)に 違反して利用されてい るとき	第9の2の定めにより 読み替えて適用する第 2の8の(1)及び(2)（ア に係る部分に限る。） の定めに違反して利用 されているとき、番号 法第20条の規定に違 反して収集され、若し

		くは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録しているとき
第6の1の(1)のイ	第2の8の(1)及び(2)又は同10の(1)	番号法第19条の規定

7 記第10の1中「行政機関個人情報保護法第45条第1項」を「個人情報保護法第122条第1項」に改める。

付 記

- 1 この改正は、令和4年4月5日から実施する。
- 2 この改正の実施日前にこの改正による改正前の平成27年7月1日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「旧取扱要綱」という。）記第4の1、第5の1及び第6の1の定めによる申出がされた場合における旧取扱要綱に定める保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 この改正の実施日前に裁判所に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意がこの改正による改正後の平成27年7月1日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「新取扱要綱」という。）記第2の10の(1)の定めによる保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、この改正の実施日において同(1)の同意があつたものとみなす。

- 4 新取扱要綱記第2の10の(2)の定めは、この改正の実施日以後に同(1)の定めにより本人の同意を得る場合について適用する。
- 5 新取扱要綱記第2の10の(3)の定めは、裁判所がこの改正の実施日以後に保有個人情報を同(3)に定める外国にある第三者に提供した場合について適用する。

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
記 <p>この取扱要綱は、<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。以下「<u>個人情報保護法</u>」という。）の趣旨を踏まえ、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱いの運用の基本を定めるものである。</p>	記 <p>この取扱要綱は、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第58号。以下「<u>行政機関個人情報保護法</u>」といいう。）の趣旨を踏まえ、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱いの運用の基本を定めるものである。</p>
第1 定義	第1 定義
1 この取扱要綱において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。2の(2)において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） (2) (略) 2 (略) 3 (略) 4 <u>この取扱要綱において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</u> 5 <u>この取扱要綱において「仮名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</u> (1) <u>1の(1)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元する</u>	1 この取扱要綱において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。2の(2)において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） (2) (略) 2 (略) 3 (略) [記第1の6からの移記] [新設]

ことのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

(2) 1の(2)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

6 この取扱要綱において「匿名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 1の(1)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

(2) 1の(2)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

7 この取扱要綱において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この取扱要綱において「保有個人情報」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているものをいう。ただし、司法行政文書（平成27年7月1日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」記第1に定める司法行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

9 (略)

[記第1の4へ移記]

〔新規〕

〔新規〕

4 この取扱要綱において「保有個人情報」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているものをいう。ただし、司法行政文書（裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

5 (略)

6 この取扱要綱において個人情報について

	て「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
第2 裁判所における個人情報の取扱い	第2 裁判所における個人情報の取扱い
1 (略)	1 (略)
2 利用目的の明示	2 利用目的の明示
本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、 <u>個人情報保護法第62条第1号</u> から第4号までに規定する場合に相当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。	本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、 <u>行政機関個人情報保護法第4条第1号</u> から第4号までに規定する場合に相当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。
3 不適正な利用の禁止	[新規]
<u>違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないものとする。</u>	
4 適正な取得	[新規]
<u>偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。</u>	
5 (略)	3 (略)
6 安全管理措置	4 安全確保の措置
(1) 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。	保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
(2) <u>裁判所から個人情報の取扱いの委託</u> <u>(二以上の段階にわたる委託を含む。)</u> を受けた者が当該委託を受けた業務を行なう場合について、裁判所は、当該委託を受けた者に対し、(1)に定める措置を求めるものとする。	[新規]
7 (略)	5 (略)
8 利用及び提供の制限	6 利用及び提供の制限
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
ア (略)	ア (略)
イ 裁判所が裁判事務又は司法行政事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	イ 裁判所が裁判事務又は司法行政事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
ウ 国の機関、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（個人情報保護法第2条第10項に規定する地方独	ウ 国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地

<p>立行政法人をいう。)に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて<u>相当の理由</u>があるとき。</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて<u>特別の理由</u>があるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>9 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置の求め</u></p> <p><u>利用目的のために又は8の(2)のウ若しくはエにより保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</u></p> <p><u>10 外国にある第三者への提供の制限</u></p> <p>(1) <u>外国（個人情報保護法第71条第1項に規定する外国をいう。以下(1)及び(3)において同じ。）にある第三者（同項に規定する第三者をいう。以下(1)において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び8の(2)のエに掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。</u></p> <p>(2) <u>(1)により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護法第71条第2項に規定する情報に相当する情報を当該本人に提供するものとする。</u></p> <p>(3) <u>保有個人情報を外国にある第三者（個</u></p>	<p>方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて<u>相当な理由</u>のあるとき。</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて<u>特別の理由</u>のあるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>7 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置の求め</u></p> <p><u>6の(2)のウ又はエにより保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</u></p> <p>[新規]</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

人情報保護法第71条第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び8の(2)のエに掲げる場合を除くほか、同条第3項に規定する必要な措置に相当する措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に相当する措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

1.1 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置の求め

第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めることは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

1.2 仮名加工情報の取扱いに係る義務

- (1) 裁判所は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く、以下同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供しないものとする。
- (2) 裁判所は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(個人情報保護法第73条第3項に規定するものをいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合しないものとする。
- (4) 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信

[新規]

[新規]

書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（個人情報保護法第73条第4項に規定するものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないものとする。

(5) 裁判所から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について、裁判所は、当該委託を受けた者に対し、(1)から(4)までの定めによる措置等を求めるものとする。

1.3 匿名加工情報の取扱いに係る義務

[新規]

(1) 匿名加工情報を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、適宜の方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

(2) 匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。

(3) 匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法第121条第3項に規定する基準に相当する基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 裁判所から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について、裁判所は、当該委託を受けた者に対し、(2)及び(3)の定めによる措

置等を求めるものとする。

第3 (略)

第4 開示

1 保有個人情報の開示

裁判所は、本人又はその代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下同じ。）から当該本人に関する保有個人情報の開示の申出があった場合は、当該本人又はその代理人に対し当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 開示の申出があった保有個人情報が、個人情報保護法第78条に規定する不開示情報に相当するもの（裁判事務の性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。以下「不開示情報」という。）であるとき。

2 部分開示

(1) (略)

(2) 開示の申出があった保有個人情報に個人情報保護法第78条第2号の情報に相当するもの（開示の申出があった保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示の申出があつた保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に限る。）が含まれている場合において、同号の情報に相当するもののうち、氏名、生年月日その他の開示の申出があつた保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示の申出があつた保有個人情報の本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものには含まれないものとみなして、(1)に定めるところによる。

3 (略)

4 (略)

第3 (略)

第4 開示

1 保有個人情報の開示

裁判所は、本人又はその法定代理人から当該本人に関する保有個人情報の開示の申出があった場合は、当該本人又はその法定代理人に対し当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 開示の申出があつた保有個人情報が、行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に相当するもの（裁判事務の性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。以下「不開示情報」という。）であるとき。

2 部分開示

(1) (略)

(2) 開示の申出があつた保有個人情報に行政機関個人情報保護法第14条第2号の情報に相当するもの（開示の申出があつた保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示の申出があつた保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に限る。）が含まれている場合において、同号の情報に相当するもののうち、氏名、生年月日その他の開示の申出があつた保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示の申出があつた保有個人情報の本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものには含まれないものとみなして、(1)に定めるところによる。

3 (略)

4 (略)

5 開示の申出の手続等	5 開示の申出の手続等
(1) (略)	(1) (略)
(2) (1)の場合において、開示の申出をする者に対しては、別に定めるところにより、開示を申し出る保有個人情報の本人又はその <u>代理人</u> であることを示す書類の提示又は提出を求める。	(2) (1)の場合において、開示の申出をする者に対しては、別に定めるところにより、開示を申し出る保有個人情報の本人又はその <u>法定代理人</u> であることを示す書類の提示又は提出を求める。
(3) (略)	(3) (略)
6 開示の申出に対する対応	6 開示の申出に対する対応
(1) 開示の申出があった保有個人情報の全部又は一部を開示する場合には、開示申出人に対し、その旨を開示する保有個人情報の利用目的並びに開示の日時、場所及び方法とともに書面で通知する。ただし、 <u>個人情報保護法第62条第2号</u> 又は第3号に相当する場合における当該利用目的については、この限りでない	(1) 開示の申出があった保有個人情報の全部又は一部を開示する場合には、開示申出人に対し、その旨を開示する保有個人情報の利用目的並びに開示の日時、場所及び方法とともに書面で通知する。ただし、 <u>行政機関個人情報保護法第4条第2号</u> 又は第3号に相当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
7 (略)	7 (略)
8 (略)	8 (略)
第5 訂正	第5 訂正
1 保有個人情報の訂正	1 保有個人情報の訂正
(1) 裁判所は、第4により開示された保有個人情報について、当該保有個人情報の本人又はその <u>代理人</u> から、当該保有個人情報の内容が事実でないとして訂正の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該申出に係る保有個人情報を訂正するものとする。	(1) 裁判所は、第4により開示された保有個人情報について、当該保有個人情報の本人又はその <u>法定代理人</u> から、当該保有個人情報の内容が事実でないとして訂正の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該申出に係る保有個人情報を訂正するものとする。
(2) (略)	(2) (略)
2 訂正の申出の手続等	2 訂正の申出の手続等
(1) (略)	(1) (略)
(2) (1)の場合において、訂正の申出をする者に対しては、別に定めるところにより、訂正を申し出る保有個人情報の本人又はその <u>代理人</u> であることを示す書類の提示又は提出を求める。	(2) (1)の場合において、訂正の申出をする者に対しては、別に定めるところにより、訂正を申し出る保有個人情報の本人又はその <u>法定代理人</u> であることを示す書類の提示又は提出を求める。
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
第6 利用停止	第6 利用停止
1 保有個人情報の利用の停止等	1 保有個人情報の利用の停止等
(1) 裁判所は、第4により開示された保有	(1) 裁判所は、第4により開示された保有

<p>個人情報について、当該保有個人情報の本人又はその代理人から、次のいずれかに該当することを理由に当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該裁判所における個人情報の適正な取扱いを確保するのに必要な限度で、当該申出に係る保有個人情報（以下（1）において「保有個人情報」という。）について、次に定める措置を執るものとする。ただし、保有個人情報の利用停止により、保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>個人情報について、当該保有個人情報の本人又はその法定代理人から、次のいずれかに該当することを理由に当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該裁判所における個人情報の適正な取扱いを確保するのに必要な限度で、当該申出に係る保有個人情報（以下（1）において「保有個人情報」という。）について、次に定める措置を執るものとする。ただし、保有個人情報の利用停止により、保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>
<p>ア 第2の1の(2)に違反して保有されているとき、同3に違反して取り扱われているとき、同4に違反して取得されたものであるとき、又は同8の(1)及び(2)に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>	<p>ア 当該保有個人情報が適法に取得されたものでないとき、第2の1の(2)に違反して保有されているとき、又は同6の(1)及び(2)に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>
<p>イ 第2の8の(1)及び(2)又は同10の(1)に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>イ 第2の6の(1)及び(2)に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 利用停止の申出の手続等</p>	<p>2 利用停止の申出の手続等</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) (1)の場合において、利用停止の申出をする者に対しては、別に定めるところにより、利用停止を申し出る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類の提示又は提出を求める。</p>	<p>(2) (1)の場合において、利用停止の申出をする者に対しては、別に定めるところにより、利用停止を申し出る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを示す書類の提示又は提出を求める。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第7 (略)</p>	<p>第7 (略)</p>
<p>第8 (略)</p>	<p>第8 (略)</p>
<p>第9 特定個人情報</p>	<p>第9 特定個人情報</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 特定個人情報に関する特例</p>	<p>2 特定個人情報に関する特例</p>
<p>裁判所が司法行政事務に関して保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、第2の8の(2)のイからエまでの定めは適用しないものとし、その他の定めの</p>	<p>裁判所が司法行政事務に関して保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、第2の6の(2)のイからエまでの定めは適用しないものとし、その他の定めの</p>

適用については、次の表の左欄に掲げる定め中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる定め	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第2の8</u> <u>の(1)</u>	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供しない	自ら利用しない
<u>第2の8</u> <u>の(2)</u>	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する

〔削除〕

適用については、次の表の左欄に掲げる定め中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる定め	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第2の6</u> <u>の(1)</u>	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供しない	自ら利用しない
<u>第2の6</u> <u>の(2)</u>	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
<u>第2の6</u> <u>の(2)ア</u>	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
<u>第4の1</u>	法定代理 人から	代理人（本人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下同じ。）から
	法定代理	代理人に

		<u>人に対し</u>	<u>対し</u>
	<u>第4の1 の(2)</u>	<u>行政機関 個人情報 保護法第 14条</u>	<u>番号法第 29条第 1項の規 定により 読み替え て適用す る行政機 関個人情 報保護法 第14条</u>
	<u>第4の5 の(2)、第5 の1の(1)、 第5の2 の(2) 、第6の1 の(1)及び 第6の2 の(2)</u>	<u>法定代理 人</u>	<u>代理人</u>
<u>第6の1 の(1)のア</u>	<u>又は同8 の(1)及び (2)に違反 して利用 されてい るとき</u>	<u>第9の2 の定めに より読み 替えて適 用する第 2の8の (1)及び(2) (アに係 る部分に 限る。)の 定めに違 反して利 用されて いるとき, 番号法第 20条の 規定に違 反して收 集され,若</u>	<u>第9の2 の定めに より読み 替えて適 用する第 2の6の (1)及び(2) (アに係 る部分に 限る。)の 定めに違 反して利 用されて いるとき, 番号法第 20条の 規定に違 反して收 集され,若</u>

		しくは保 管されて いるとき、 又は番号 <u>法第29</u> 条の規定 に違反し て作成さ れた特定 個人情報 ファイル (番号法 第2条第 9項に規 定する特 定個人情 報ファイルをい う。)に記 録されて いるとき		しくは保 管されて いるとき、 又は番号 <u>法第28</u> 条の規定 に違反し て作成さ れた特定 個人情報 ファイル (番号法 第2条第 9項に規 定する特 定個人情 報ファイルをい う。)に記 録されて いるとき	
第6の1 (1)のイ (2)又は同 10の1	<u>第2の8</u> (1)及び (2)	番号法第 19条の 規定	第6の1 (1)のイ (2)	<u>第2の6</u> (1)及び (2)	番号法第 19条の 規定

第10 適用除外等

1 刑事事件等に関する情報の適用除外

第4から第8までの開示、訂正、利用停止等は、個人情報保護法第122条第1項に規定する情報に相当するものについては、適用しないものとする。

2 (略)

付 記

- 1 この改正は、令和4年4月5日から実施する。
- 2 この改正の実施日前にこの改正による改正前の平成27年7月1日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」(以下「旧取扱要綱」という。)記第4の1、第5の1及び第6の1の定めによる申出がされた場合における旧取扱要綱に定める保有個人情

第10 適用除外等

1 刑事事件等に関する情報の適用除外

第4から第8までの開示、訂正、利用停止等は、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する情報に相当するものについては、適用しないものとする。

2 (略)

報の開示、訂正及び利用停止については、
なお従前の例による

- 3 この改正の実施日前に裁判所に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意がこの改正による改正後の平成27年7月1日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」(以下「新取扱要綱」という。)記第2の10の(1)の定めによる保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、この改正の実施日において同(1)の同意があったものとみなす。
- 4 新取扱要綱記第2の10の(2)の定めは、この改正の実施日以後に同(1)の定めにより本人の同意を得る場合について適用する。
- 5 新取扱要綱記第2の10の(3)の定めは、裁判所がこの改正の実施日以後に保有個人情報を同(3)に定める外国にある第三者に提供した場合について適用する。

事務総局会議資料第3
(3月29日開催)

(令和4.3.29民三印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法による改正後の民法第二編第三章第三節（同法第二百六十二条の規定を除く。）から第五節までの規定による非訟事件の手続に關し必要な事項を定める等の必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

附則第二項関係——会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）

新

旧

(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化
に関する法律の規定による非訟事件の手続への準
用)

(削る)

第四十四条の二 第一章の規定は、その性質に反し
ない限り、表題部所有者不明土地の登記及び管理
の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）
の規定による非訟事件の手続について準用する。

この場合において、第三条第一項中「次に掲げる書類」とあるのは「所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地の登記事項証明書」と、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「前項」と「同号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と、第四条中「申立てに係る会社」とあるのは「所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地」と読み替えるものとする。

2 特定不能土地等管理命令又は特定社団等帰属土地等管理命令の申立人は、裁判所に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

一 所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地に係る不動産登記法（平成十六年法律第二百二

十三号) 第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し(当該地図又は地図に準ずる図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を註明した書面)

二 所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面

三 申立人が所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地の現況の調査又は評価をした場合において当該調査の結果又は評価を記載した文書を保有するときは、その文書

土地の登記及び管理の適正化に関する法律第二十
条第三項及び第四項（これらの規定を同法第三十
条第二項において準用する場合を含む。）の規定
による登記の嘱託について準用する。

(令和4. 3. 29)

配 布 資 料 目 錄

- 1 家事事件手続規則及び民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、家事事件の手続等に関し必要な事項を定める等の必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

家事事件手続規則及び民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

第一条関係——家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）

（傍線の部分は改正部分）

新

目次

第一編 （略）

第二編 （略）

第一章 （略）

第二章 （略）

第一節～第十節 （略）

第十一節 推定相続人の廃除に関する審判事件（（

第九十九条～第一百一条）

旧

目次

第一編 （同上）

第二編 （同上）

第一章 （同上）

第二章 （同上）

第一節～第十節 （同上）

第十一節 推定相続人の廃除に関する審判事件（（

第九十九条～第一百一条）

第十一節の二 相続財産の保存に関する処分の審

判事件（第一百一条の二）

第十二節～第二十一節（略）

第三編・第四編（略）

附則

第十一節の二 相続財産の保存に関する処分の

審判事件

（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法

第一百九十条の二）

第一百一条の二 第八十二条の規定は相続財産の保存に関する処分の審判事件において選任された相続財産の管

理人及び法第一百九十条の二第二項において準用する法
第一百一十五条第一項の規定により改任された相続財産

（新設）

第十二節～第二十一節（同上）

第三編・第四編（同上）

附則

（新設）

の管理人について、第八十三条の規定は法第二百九十条の二第二項において準用する法第二百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第一百七条 削除

第二百一条)

(管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第二百二十五条第一項の規定により改任された相続財産の管理人及び法第二百一条第十項において準用する法第二百二十五条第一項の規定について、第八十三条の規定は法第二百一条第十項において準用する法第二百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

(相続財産の清算人の選任等の公告・法第二百三条等

(相続財産の管理人の選任等の公告・法第二百三条等

第一百九条 民法第九百五十二条第二項の規定による公告には、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一～三 (略)

四 相続財産の清算人の氏名又は名称及び住所

五 相続人は、一定の期間までにその権利の申出をす

べきこと。

(削る)

第一百九条 民法第九百五十二条第一項の規定による公告には、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一～三 (同上)

四 相続財産の管理人の氏名又は名称及び住所

(新設)

2 民法第九百五十八条の規定による公告には、次に掲

げる事項を掲げなければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 相続人は、一定の期間までにその権利の申出をす

べきこと。

(特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書

(特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書

の記載事項等・法第二百四条)

第一百十条 (略)

2 特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、民法第九百五十二条第一項の規定により選任され、又は法第二百八十二条において準用する法第二百二十五条第一項の規定により改任された相続財産の清算人に對し、その旨を通知しなければならない。当該申立てについての審判が確定したときも、同様とする。

(遺産の換価を命ずる裁判に関する手続の規定の準用

・法第二百七条

第一百十一条 第百三条第四項から第六項まで及び第九項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判

の記載事項等・法第二百四条)

第一百十条 (同上)

2 特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、民法第九百五十二条第一項の規定により選任され、又は法第二百八十二条において準用する法第二百二十五条第一項の規定により改任された相続財産の管理人に對し、その旨を通知しなければならない。当該申立てについての審判が確定したときも、同様とする。

(遺産の換価を命ずる裁判に関する手続の規定の準用

・法第二百七条

第一百十一条 第百三条第四項から第六項まで及び第九項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判

事件について準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の清算人」と読み替えるものとする。

(管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法

第二百八条)

第一百十二条 第八十二条の規定は相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分の審判事件において選任された相続財産の清算人及び法第二百八条において準用する法第一百二十五条第一項の規定により改任された相続財産の清算人について、第八十三条の規定は法第二百八条において準用する法第一百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

事件について準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の管理人」と読み替えるものとする。

(管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法

第二百八条)

第一百十二条 第八十二条の規定は相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件において選任された相続財産の管理人及び法第二百八条において準用する法第一百二十五条第一項の規定により改任された相続財産の管理人について、第八十三条の規定は法第二百八条において準用する法第一百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第二条関係—民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

（傍線の部分は改正部分）

新

別表第二（第二条の二関係）

項	上欄	下欄
五		
一～四　（略）		
イ～ヘ　（略）		
ト　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十	八百円	

旧

別表第二（第二条の二関係）

項	上欄	下欄
五		
一～四　（同上）		
イ～ヘ　（同上）		
ト　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十	八百円	
九条第一項の規定による		

申立て又は家事事件手続

法（平成二十三年法律第

五十二号）第一百二十五条

第七項（同法第一百七十三

条、第一百八十条、第一百九

十四条第八項、第二百二

条第三項及び第二百八条

において準用する場合を

含む。）、第一百四十七条

（同法第一百九十条の二第

二項において準用する場

合を含む。）及び第一百八

十九条第三項の規定によ

申立て又は家事事件手続

法（平成二十三年法律第

五十二号）第一百二十五条

第七項（第一百七十三条、

第一百八十条、第一百九十四

条第八項、第一百一条第十

項、第二百二条第三項

及び第二百八条において

準用する場合を含む。）

、第一百四十七条及び第百

八十九条第三項の規定に

よる処分の取消しの申立

て若しくは同法第二百九

る処分の取消しの申立て

若しくは同法第二百九十

条第一項（同条第三項に

おいて準用する場合を含

む。）の規定による申立

て

チ・リ（略）

六（略）

（略）

十条第一項（同条第三項

において準用する場合を

含む。）の規定による申

立て

チ・リ（同上）

六（同上）

（同上）